

議案第25号

葛飾区立校外学園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 2月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

葛飾区立あだたら高原学園を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立校外学園条例の一部を改正する条例

葛飾区立校外学園条例（昭和52年葛飾区条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葛飾区立日光林間学園条例

第1条中「葛飾区立校外学園（以下「学園」という。）を」を「葛飾区立日光林間学園（以下「学園」という。）を栃木県日光市花石町2067番地1に」に改める。

第2条を削る。

第2条の2第1項中「葛飾区立日光林間学園」を「学園」に改め、同条第2項を削り、同条を第2条とし、第2条の3を第2条の2とする。

第2条の4中「すべて」を「全て」に改め、同条を第2条の3とする。

第14条第1項中「第2条の3」を「第2条の2」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

施設等の区分		限度額
宿泊室		1人1泊につき3,200円
休憩室		1人1時間につき160円
会議室	しらかば	1日につき2,200円
	からまつ	1日につき650円
体育館		1日につき3,700円

運動場	1日につき380円
キャンプファイアー場	1箇所1時間につき120円
飯ごう炊さん場	1炉1時間につき120円
付帯設備	1件1日につき6,000円

備考

- 1 この表において「1泊」とは、午後2時から翌日の午前10時までをいう。
- 2 この表において「1日」とは、午前9時から午後8時30分（運動場にあつては、午後4時30分）までをいう。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。